

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名	UTグループ株式会社
代 表 者	代表取締役社長兼CEO 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2146
問 合 わ せ 先	上席執行役員 経営基盤部門長 丸山 崇博
電 話 番 号	03(5447)1710

## 募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 25 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会において承認を得ることを条件として、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、公正価格で発行するものであり特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることは会社法上必要とされていませんが、本新株予約権が行使された場合には普通株式が増加し、一定の希薄化が生じることから、平成 28 年 6 月 25 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会において、株主の皆様の承認を得ることを発行に関する条件としています。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は、平成 27 年 7 月付けで、新ビジョン「日本全土に仕事をつくる」を掲げ、平成 29 年 3 月期から平成 33 年 3 月期までに係る新中期経営計画（以下「新中期経営計画」といいます。）を策定しており、この新中期経営計画を実現していくことで、業績を拡大させ、継続的な成長による株主価値のさらなる向上を追求してまいりたいと考えております。

当社は、平成 28 年 4 月より、新中期経営計画の実現に向け、より一層経営を効率化することを目的の一つとして、従来の雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度においては、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任の範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化しております。また、従前より当社取締役の任期は 1 年ですが、本制度における執行役員の任期も 1 年とし、1 年ごと各取締役及び各執行役員に対して、その期における成果を問う制度設計としております。

このような中、当社は、新中期経営計画において、平成 33 年 3 月期における、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額の金額（以下「EBITDA」といいます。）等の業績目標値を掲げているところ、当該目標値を確実に達成していくためには、当社取締役及び執行役員に対して、本制度の下で厳しく成果を求める一方で、新中期経営計画に関連する目標達成を条

件とする、一定規模の株式取得によるインセンティブを付与することにより意欲及び士気を向上させ、目標達成へのコミットメントを高めることが必要と判断しました。そこで、当社は、この度、取締役及び執行役員に対して、新中期経営計画に基づく一定の業績目標達成を行使条件とする、本新株予約権を有償にて発行することといたしました。

新中期経営計画に掲げた EBITDA に係る目標値を達成するためには、年平均で約 30% 成長させる必要があることを踏まえて、本新株予約権は、平成 29 年 3 月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、EBITDA が 33 億円（前期比約 28% の成長）を超過する場合にのみ行使することができることとしております。新中期経営計画の初年度たる平成 29 年 3 月期における業績達成を本新株予約権の行使条件としているのは、新中期経営計画を達成するためには、初年度である平成 29 年 3 月期の目標を確実に達成し、その後の新中期経営計画に沿った事業規模拡大のための環境作り及び基盤作りをすることが極めて重要と認識しているからです。なぜなら、当社の事業はリカーリング型のビジネスのため、初年度の積み上げがベースとなって、中長期的にわたり、安定的に収益に寄与するからであります。従って初年度に EBITDA が 33 億円を達成することは、新中期経営計画の実現可能性をより一層高めることになると考えております。なお、本日公表の決算短信に記載している平成 29 年 3 月期の連結業績予想から導かれる EBITDA は約 27.5 億円であり、現時点における予想値を大きく上回る水準を行使条件として設定しており、平成 29 年 3 月期において EBITDA が 33 億円を超過することは過去最高水準の業績となります。なお、当社は、一般的に広く業績評価で用いられている EBITDA にて経常的な収益力を測定しております。本新株予約権の行使条件においても、当社の今後の事業展開において事業の成否を最も直接的に明らかにし、さらに新株予約権の行使条件の指標として多く用いられていることから、EBITDA を指標として採用することといたしました。

また、当社は、本新株予約権の付与対象者に対して、株式の長期保有を義務付けることとはしておりませんが、本新株予約権の行使により取得した株式については長期保有することを強く推奨する予定であり、これによって中長期的にも、当社の取締役及び執行役員と株主の皆様との価値共有化、株主価値拡大を図れるものと考えております。

本新株予約権が全部行使された場合、既存株主の保有株式について約 15% の希薄化が生じます。上記のとおり、当社においては、本制度の下、取締役及び執行役員に対して 1 年間の任期における成果を強く求めるとともに、新中期経営計画の達成を目指しており、そのためには、取締役及び執行役員に対し、新中期経営計画の初年度である平成 29 年 3 月期の目標達成に対する一定規模の株式取得によるインセンティブを与えることが必要と判断しました。また、本新株予約権によるインセンティブにより、平成 29 年 3 月期の EBITDA が 33 億円を超過した場合、短期間で当社の業績拡大と企業価値向上が達成されることを意味し、既存株主の皆様にも大きなメリットが生じます。さらに、本新株予約権は、付与対象者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件によるものではありませんので、既存株主の皆様の経済的利益は、その範囲で保護されているものといえます。加えて、平成 28 年 6 月 25 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会において、株主の皆様承認を得ることを本新株予約権の発行に

関する条件としております。以上から、本新株予約権の行使によって一定規模の希薄化を生じたとしても、それ以上の当社の企業価値及び株主価値の向上が見込まれ、既存株主の皆様にも、希薄化による影響を上回る十分なメリットが生じるものと認識しております。

## II. 新株予約権の発行要領

### 1. 新株予約権の数

5,567,700 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 5,567,700 株とし、3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は 23 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布三丁目 3 番 6 号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値 433 円/株、株価変動率 39.9%（年率）、配当利率 0%（年率）、安全資産利子率 $\Delta$ 0.2%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 44 円/株、満期までの期間 4.1 年、行使の条件（詳細は下記 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件を参照））に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判

断したことから決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所市場 JASDAQ スタンドアードにおける当社株式普通取引の終値の 10% とする（注）。

（注）取締役及び執行役員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高める目的から当該行使価額に決定したものであり、業績目標達成時において株式市況の動向等により当社の株価が下落した局面においても、引き続きインセンティブ機能が働くことで、取締役及び執行役員の意欲や士気の向上効果を保ち、企業価値の向上及び株主価値の増大に寄与すると考えられるため設定したものです。すなわち、当社の株価は、当社の業績を常にそのまま反映して形成されるものとはいえ、当社が製造派遣・製造請負を主要事業とすることから、世界経済及び日本経済の動向、為替水準、シリコンサイクル、当社の配当方針等によっても大きく変動し、業績達成時にも、これら当社の業績以外の要因によっては、株価が下落する可能性も否定できません。そのため、当社は、本新株予約権の付与対象者の意欲や士気を高めるためには、業績条件が達成できたにも関わらず株価が下落し、行使ができない状況とするべきではないと考えました。そして、その他、本新株予約権の行使条件等も踏まえて適正な価額を検討した結果、このたびの本新株予約権の行使価額を時価の 10% としたものです。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1$$

### 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成29年7月1日から平成32年6月30日（ただし、平成32年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、平成29年3月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書において、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加算した額の金額が33億円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、執行役員または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

平成28年7月28日（予定）

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、3.(1)に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 8. 申込期日

平成 28 年 7 月 26 日 (予定)

#### 9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 28 年 7 月 28 日 (予定)

#### 10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び執行役員 24 名 5,567,700 個

#### III. 停止条件について

上記の内容については、平成 28 年 6 月 25 日開催予定の当社第 9 期定時株主総会において、当該議案が承認可決されることを発行に関する条件としております。

以 上